

過疎地域自立促進特別措置法の改正等の概要について

1 主な経緯

- 平成28年10月に、平成27年に実施された国勢調査の結果が公表された。
- これを受け、会派間で現行法の見直しに向けた協議が重ねられた結果、以下を内容とする「過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律案」がとりまとめられ、委員長提案の議員立法として今国会に提出。
⇒ 衆議院は3月17日、参議院は3月31日にいずれも全会一致で可決、3月31日に公布、4月1日から施行。

2 概要

- **平成27年国勢調査の結果に基づく過疎地域の要件の追加**
 - ・これまでの国勢調査の結果の反映手法を踏襲し、改正前の過疎地域の要件に加え、平成27年国勢調査の結果に基づく過疎地域の要件を追加(⇒20団体を過疎関係市町村に追加)
- **過疎対策事業債の対象施設の追加**
 - ・市町村立の中等教育学校
 - ・市町村立の特別支援学校
 - ・市町村立の専修学校
 - ・市町村立の各種学校
- **減価償却の特例の拡充等**
 - ・過疎地域内において、租税特別措置法の定めるところにより国税(所得税・法人税)の特別償却を行うことができる事業のうち、情報通信技術利用事業(コールセンター)を除外し、新たに農林水産物等販売業を追加
 - ・特地方税法(昭和25年法律第226号)第6条の規定により、地方公共団体が、事業税、不動産取得税又は固定資産税の課税免除又は不均一課税をした場合に、その減収分に対し、3年間地方交付税により補てんする措置の対象業種について、情報通信技術利用事業(コールセンター)を除外し、新たに農林水産物等販売業を追加
- **施行期日は平成29年4月1日**